

感染症により、入学試験を欠席した場合の入学検定料返還 (医学部・薬学部・看護学部・リハビリテーション学部)

1. 学校保健安全法で出席停止が定められている感染症に罹患し、治癒していない場合、その感染症が他の受験生や監督者に拡がるおそれがありますので、原則として入学試験の受験をご遠慮願います。
2. 1により本学入学試験を欠席する場合は、当該入学試験にかかる入学検定料を返還しますので、次の要領で手続きを行ってください。

①入学検定料返還の対象者

学校保健安全法で出席停止が定められている感染症に罹患し、治癒していないために入学試験を欠席した志願者。

②入学検定料返還の申請方法

A 下記の受付期間内に以下まで連絡してください。

受付期間：欠席する試験前日（9:00～17:00）

欠席する試験当日（9:00～試験終了時刻まで）

<お問い合わせ>

医学部：西宮キャンパス入試センター 0798-45-6162

薬学部・看護学部・リハビリテーション学部：神戸キャンパス入試センター 078-304-3030

注：申請受付時間中に連絡することなく欠席した場合は、通常の欠席として取り扱います。
(入学検定料は返還しません。)

B 以下の申請書類を提出してください。

(a) 入学検定料返還申請書(本学指定様式) ※電話による申請受付後に本学より郵送します。

(b) 診断書 ※以下の内容が記載されているもの

◦ 病名：学校保健安全法で出席停止が定められている感染症名

◦ 加療期間：欠席した試験日が含まれているもの

3. 入学検定料の返還は、各入試区分の第1次試験を欠席した場合のみ、返還致します。第2次試験以降を欠席した場合は入学検定料の返還は致しません。